

# 農林土木工事特記仕様書（令和7年6月1日以降適用）

## （農林土木工事共通仕様書の適用）

**第1条** 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

## （農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

**第2条** 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### （現場代理人及び主任技術者等）【変更】

#### 1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

##### 1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

### （しゅん工標）【追加】

#### 1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

### （工事成績評定の選択制）

**第3条** 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

(1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合

(2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する

- 行為が行われた場合  
(3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

#### (1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条** 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
  - 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
  - 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
  - 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

#### (熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

- 第5条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
  - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
  - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

### **(現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の対象工事)**

第6条 本工事は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係る積算要領(農林水産部版)  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

### **(資材価格高騰に対する特例措置)**

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

### **(仮設トイレの洋式化)**

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

### **(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】)**

第9条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事(発注者指定型)」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(農林水産部版)について  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

### **(情報共有システム活用工事【発注者指定型】)**

第10条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事(発注者指定型)」の試行工事である。

2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】  
徳島県CALS/EC HP  
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyouhoukyouyuu/>

### **（CCUS活用推奨モデル工事）**

**第11条** 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次のURLにある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

### **（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）**

**第12条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

### **（見積施工歩掛実態調査）**

**第13条** 本工事の各設備撤去工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

### **（本工事の特記仕様事項）**

**第14条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

## 第1章

本仕様書は、金岡排水機場に設置する除塵設備ならびに、それに必要な各種機器の設計・製作・据付工事に関する工事に摘要するものである。

## 第2章

### 1. 工事目的

本工事は、金岡排水機場に設置されている除塵設備を補修することにより、施設の機能保全を図るものとする。

### 2. 工事場所

徳島県徳島市川内町

### 3. 適用規格

本工事の設計・製作・据付・配管・配線の工事に対しては下記規格及び基準に基づいて行うものとする。

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| ① 施設機械工事等共通仕様書           | 〔農林水産省〕   |
| ② 施設機械工事等施工管理基準          | 〔農林水産省〕   |
| ③ 徳島県農林土木工事共通仕様書         | 〔徳島県〕     |
| ④ 徳島県農林土木工事施工管理基準        | 〔徳島県〕     |
| ⑤ 鋼構造物計画設計技術指針（除塵設備編）    | 〔農林水産省〕   |
| ⑥ 除塵設備設計指針               | 〔水門鉄管協会〕  |
| ⑦ 日本工業規格（J I S）          | 〔日本規格協会〕  |
| ⑧ 日本電気工業会標準規格(JEM)       | 〔日本電気工業会〕 |
| ⑨ 日本電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) | 〔日本電気学会〕  |

### 第3章 工事範囲

工事範囲は、除塵設備一式の設計、製作、据付ならびに試運転までとする。

#### 1. 工事範囲

- 1) 自動除塵機 (B2.70m×H2.45m) . . . . . 1基
- 2) 点検架台 . . . . . 1基
- 3) 機側操作盤 (除塵設備用) 補修及び配管・配線工事 . . . . . 1式
- 4) 上記に伴う撤去工事 . . . . . 1式
- 5) 仮締切・水替え工事 . . . . . 1式

#### 2. 次に示すものは本工事の工事範囲外とする。

- 1) 電源引込工事
- 2) 土木基礎工事 (各機器ベースモルタルは工事範囲とする)

### 第4章

提出書類の部数を下記のとおりとする。

- 1) 承認図書：1部 (A4サイズ)
- 2) 完成図書：2部 (A4サイズ)
- 3) その他必要書類：監督職員の指示によるものとする。

### 第5章

#### 1. 設計一般

設計に当っては、(第2章-3) 関係する諸基準、規格を厳守し、十分検討を行い環境に順応した、調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

## 2. 設計諸元

### (1) 自動除塵機

形 式：レーキ形定置回動式除塵機（背面降下前面搔上式）

設 置 数：各 1 基

水 路 幅：2.700 m

水 路 高：2.450 m

レーキ数：4個／基

レーキ速度：5m／min

電 動 機：2.2kW×AC220V×60Hz

### (2) スクリーン

形 式：ステンレス鋼製バースクリーン

設 置 数：1 面

有 効 目 幅：50 mm（バーピッチ59mm）

設 置 角：75°

水 位 差：1.0m

た わ み 度：1/800以内

## 第6章

本工事の機器等に使用する材料及び部品等は、除塵設備として充分使用に耐えるものを摘要すると共に J I S 規格品又は同等品以上とする。

尚、主要材料は、次に掲げるもの又は同等のものを使用するものとする。

### (1) 自動除塵機

フレーム	S U S 3 0 4
チェーンレール	S U S 3 0 4
エプロン	S U S 3 0 4
レーキ	S U S 3 0 4
駆動軸	S U S 3 0 4
レーキチェーン	S U S 3 0 4
スプロケット	S C S 2

### (2) スクリーン

スクリーンバー	S U S 3 0 4
受桁	S U S 3 0 4

### (3) 点検歩廊・階段

点検床板・桁材	S S 4 0 0 他
階段	S S 4 0 0
手摺	S G P

## 第7章

本工事の機器等に関する構造は、除塵設備として充分使用に耐え、機能するものを摘要する。

### 1. 自動除塵機

- 1) 自動除塵機は、流水・流下塵芥及び水位差に対して充分耐える寸法・形状で剛性を持った構造とする。
- 2) レーキ上の塵芥は、スクリーン・エプロン・シュートを経て、水平コンベヤ上に自重落下させる構造とする。
- 3) レーキ歯は、上下流方向共に設け、主スクリーンと補助スクリーンに正確に噛合う構造とする。レーキ受桁は噛込時荷重に対して充分耐える強度を持ったものとする。
- 4) レーキ用チェーンは、フレーム内のチェーンレールにより案内されるようエンドレスに張掛け、テイクアップ装置にて伸びを調整するものとする。
- 5) 主スクリーン・補助スクリーンは十分な強度及び精度を有し、レーキの通過に合致した形状とする。また、除塵機停止時に主スクリーンと補助スクリーンの間でレーキが、自動停止するものとする。
- 6) 駆動装置は、電動機直結型サイクロ減速機にて、駆動用チェーンを介して駆動軸を回転させる構造とする。また、機械式・電気式の2系統の保護装置を設けるものとする。

### 2. 点検歩廊

- 1) 自重及び除塵機駆動装置等の振動・荷重に充分耐える寸法・形状で剛性を持った構造とする。
- 2) 右岸側除塵機架台との関連を考えた構造とする。

## 第8章

### 1. 操作盤

#### (1) 一般事項

- 1) 機器は、角型埋込取付及び広角目盛とし、保護継電器は、特殊なものを除き埋込型とする。
- 2) 各盤類にはランプテスト機能を設けるものとする。
- 3) 形式はステンレス鋼板製閉鎖型とし、受電部を一切露出しない構造とする。

#### 4) 盤閉鎖階級

遮断機を内蔵したものはJEM-1153のD級以上、その他の盤はJEM-1153のA級以上とする。

#### 5) …屋外閉鎖鋼板製—ポスト型・自立型—内部結線完備—前面開閉二重扉式

##### ① (参考) 盤面取付器具

名称銘板	1 式
電圧計	1 式
電流計	1 式
集合表示灯	1 式
操作開閉器	1 式
切替開閉器	1 式
押釦開閉器	1 式
表示灯 (赤、緑)	1 式
その他必要なもの	1 式

##### ② (参考) 盤内取付器具

三極漏電遮断器	1 式
配線用遮断器	1 式
電磁接触器	1 式
計器用変圧器	1 式
進相コンデンサー	1 式
随時断電器	1 式
補助断電器	1 式
温度断電器	1 式
限時断電器	1 式
盤内照明灯	1 式
スペースヒーター	1 式
コンセント	1 式
その他必要なもの	1 式

## (2) 除塵設備機側操作盤

- 1) 本盤は自動除塵機及び水平コンベヤ共用とし、表示計器・制御・運転機器類をコンパクトに配置したものとする。
- 2) 屋外自立型とし、設置位置は現況の位置とする。
- 3) 箱体は既設流用とし、盤内機器のみの交換（工場にて）とする。  
但し、除塵設備の仕様変更に伴い既設箱体に収まらない場合は、監督員と協議の上決定のこと。

## (3) 操作方法

- 1) 自動除塵機、水平コンベヤは機側及び遠方にて操作出来るものとする。
- 2) 機側操作（単独運転）  
機側操作はポンプ運転とは関係なく、機側操作盤にて各除塵設備単独で運転出来るものとする。尚、ポンプとの連動運転中であっても機側操作を優先するものとする。
- 3) 遠方操作（ポンプとの連動運転）  
遠方操作は電気室内の遠方操作盤（別途施工）からの信号を受け、該当する各除塵機と各コンベヤがポンプと連動して自動運転・停止するものとする。
- 4) 機側操作盤には非常停止スイッチを設け、全除塵設備が即時停止するものとする。
- 5) 各機器の保護装置が作動した場合は、直ちに電動機を停止させると共に、警報及び故障表示するものとする。

## 2. 配線工事

- 1) 工事範囲は電気室内以降とし、電気室から電気室壁間はピット、ダクト内。  
電気室外側プルボックスから機側操作盤までは、埋設及び露出配管とする。
- 2) 使用配線材は動力用にC Vケーブルを、制御用にC V Vケーブルを使用し、電線管に収め配線するものとする。

## 第9章

塗装仕様は、下記要領を標準とする。

エポキシ+ポリウレタン樹脂系：非接水部

区分	工程	塗料名	標準塗膜厚
非接水部	素地調整		—
	1次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	(15 μm)
	下塗り(1回目)	エポキシ樹脂系塗料	80 μm
	下塗り(2回目)	エポキシ樹脂系塗料	80 μm
	中塗り	ポリウレタン樹脂系塗料	40 μm
	上塗り	ポリウレタン樹脂系塗料	30 μm

備考：( )の数値は膜厚に含まない

- (1) 最低膜厚は、標準膜厚の70%以上とする。
- (2) 機械単体品については、各メーカーの標準仕様とする。
- (3) ステンレス鋼材の表面は酸洗い処理を行うものとする。

## 第10章

施工条件等は、下記のとおりとする。

### 1. 工程制限

- 1) 現場施工：出水期(6月1日～10月31日)は現場作業をしないものとする。
- 2) 部分引渡し：該当無し
- 3) 完了受渡し：別途協議によるが、性能試験検査の合格後とする。

### 2. 機械設備据付・撤去工事

#### 1) 一般事項

本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工しなければならない。さらに、作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

#### 2) 安全施設

破損した場合は、請負者において同等に復旧しなければならない。

#### 3) 輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止し変形や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

#### 4) 配管の接合

配管の接合は漏水がないように正確・確実に行うと共に、配管の固定は、堅ろうに取り付けること。

#### 5) 据付

据付に当っては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないように正確に据付なければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

### 3. 施工管理

請負者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準（令和4年度）及び徳島県農林土木工事施工管理基準（令和6年度）に準拠し、施工管理するものとする。

### 4. 写真管理基準

#### 1) 一般管理

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要に応じ提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

#### 2) 撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

### 5. 試運転

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験及び機場全体の試運転まで行い、支障がないか確認する。

異常がある場合、監督員と協議することとする。

### 6. その他

1) 必要に応じて関係機関（施設管理者、関係官公署等）と協議を行うものとする。

2) 設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。

3) 本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、直ちに監督員と協議し、指示を得なければならない。